

設 計 書

予算項目	下水道事業費用・ 農業集落排水事業費用 管渠費・委託料
委託番号	委託 第39号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和4年度	作 成 年 月 日	令和4年1月6日	履 行 期 間	令和4年4月1日	から
委 託 名	下水道管渠維持管理業務委託				令和4年9月30日	まで
委 託 場 所	市内一円			受 託 者		
設 計 金 額	金 円也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・【市 単】					

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		管渠清掃工 1式	
	業 務 価 格		陥没補修工 1式	
	消費税等相当額		管渠調査工 1式	
	業 務 委 託 費			
			副務者 (職名)氏名	()
			主務者(監督員)(職名)氏名	()

下水道管渠維持管理業務委託仕様書

(総 則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)および受託者(以下「乙」という。)は、この仕様書に定めるものに基づき、業務を履行しなければならない。

(目 的)

第2条 本仕様書は、甲が乙に託して実施する下水道施設(下水道管、マンホール、取付管、汚水枡等)の破損・閉塞等の維持補修(以下「維持補修」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託業務の履行地域)

第3条 委託業務の履行地域は、秋田市上下水道局が管理する公共下水道施設および農業集落排水施設がある市内一円とする。

(指 示)

第4条 甲が乙に維持補修を指示する場合は、指示書等にて行う。

2 乙は指示書等にて指示を受けた場合、速やかに現場を確認のうえ維持補修を行わなければならない。なお、指示には契約委託期間内の夜間休日の緊急対応も含むため、乙は常に対応可能な体制を取るものとする。

(適用範囲)

第5条 甲が指示する主な維持補修は、次の各号に掲げるものを適用範囲とする。

- (1) 下水道管渠の清掃(定期・通報対応)
- (2) マンホール周囲および蓋鳴り補修
- (3) 汚・雨水枡蓋等補修および枡周囲沈下等補修
- (4) 道路陥没等の応急処置および原因調査
- (5) 悪臭調査および対策(防臭リング設置等)
- (6) 雨水浸透施設フィルター清掃および交換(箇所数等については以下のとおり)
 - ・雨水枡(雨水浸透施設付)…市内635箇所
- (7) 前各号に付帯する各種調査および作業

2 前項に掲げるもの以外の維持補修等が必要となった場合は、甲乙協議のうえ、適宜実施することができる。

(現場代理人および主任技術者等)

第6条 乙は現場代理人のほか、建設業法(昭和24年法律第100号)の定めるところにより、主任技術者等を適正に配置しなければならない。

2 維持補修を行う際は、1人作業は禁止とし、必要に応じて最大3人まで(前項の人員を含む)の作業人員を配置し、維持補修を行うこと。ただし、特に困難を伴う維持補修等のため、3人を超えて作業人員を配置する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、配置できるものとする。

3 第11条第1項第2号に規定する交通誘導警備員は、前項の作業人員に含まない。

(維持補修車両の貸与)

第7条 維持補修に使用する車両等については、別途契約のうえ貸与する。

2 下水道施設清掃、調査、道路陥没等に使用する高圧洗浄車、超高圧洗浄車、ライトバンおよび2tダンプトラックについては、甲からの貸与はしないため、乙の責務において常に同車両の使用を可能な状態にすること。

3 甲が乙へ貸与する車両は、次に掲げる表のとおりとする。

機 械 名	規 格 型 式	登 録 番 号
特殊強力吸引車	清掃車 6,920cc	秋田800さ1664

(支給品等)

第8条 維持補修に使用する資材および材料については、次の各号のとおり支給する。

- (1) マンホール蓋
- (2) 全天候型常温合材
- (3) アスファルト乳剤
- (4) 防臭リング
- (5) 消毒液 (散布機材含む)

2 その他維持補修に必要な資材および材料が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

3 軍手、作業服、長靴等委託業務履行に必要な消耗品等については、乙の負担とする。

(官公署への諸手続等)

第9条 乙は維持補修時、官公署へ提出する書類の作成および手続を行うものとする。ただし、甲が行うべき手続等が発生した場合は、速やかに協議すること。

(現場管理)

第10条 乙は維持補修にあたり、補修対象住民および周辺住民に維持補修内容についての説明等を行い、協力を得られるよう努力しなければならない。

2 乙は維持補修を行う際、現場内および周囲の路面等を良好な状態に保つため、清掃等の作業を行わなければならない。

(保安施設等)

第11条 乙は維持補修時に通行車両および歩行者を安全に誘導するために次の各号に掲げる保安施設等を配置しなければならない。

- (1) 保安施設 (バリケード、看板等)
- (2) 警備業者の警備員 (警備業法 (昭和47年法律第117号) 第2条第4項に規定する警備員をいう。) による交通誘導警備員は、委託実施日あたり1人/日を見込んでいるが、維持補修内容により、

甲乙協議のうえ増員することができる。

(酸素欠乏危険場所での安全対策)

第12条 乙はマンホール内や下水道管渠内等の酸素欠乏危険場所で作業する場合、酸素欠乏症等防止規則（昭和47.9.30労働省令第42号）を遵守のうえ作業を実施し、測定記録の保存を行わなければならない。

(雨天時における管内作業の安全対策)

第13条 乙は下水道管渠等の管内作業中に雨が降った場合、降雨量にかかわらず作業を中止すること。

- 2 作業開始にあたっては、上流域の降雨状況や管内水位、気象情報等を十分に把握し、安全を確認したうえで実施すること。
- 3 降雨による作業の中止基準および避難方法、作業の再開手順等を施工計画書に明記し、作業従事者に周知徹底すること。

(過積載の禁止)

第14条 乙は維持補修により発生した土砂や殻等の運搬にあたり、車両への過積載を行ってはならない。

(提出書類等)

第15条 乙は維持補修の作業実績を、甲が別に様式を定める報告書と記録写真にまとめ、甲に提出すること。

- 2 甲は他に必要とする書類がある場合、乙に書類の提出を請求できるものとする。
- 3 乙は前項の請求があった場合は、速やかに書類の提出をしなければならない。

(写真管理)

第16条 写真管理は次に掲げる表に記載したものを標準とする。

状 況	内 容	撮影頻度	備 考
着 手 前	全景	全箇所	
完 成	全景	全箇所	
作業状況	陥没の仮復旧作業状況、清掃作業状況等	全箇所	
原 因	陥没原因となった管の破損状況、管内の閉塞状況等	適宜	
保安施設	バリケード、看板、交通誘導員、酸欠測定等	適宜	
そ の 他	監督員が指示したもの	全箇所	

(精算支払い)

第17条 甲の積算単価と諸経費に設計金額に対する契約額の比率を乗じ、実稼働時間で月毎に精算し、翌月支払いを行う。乙は、月末毎に維持補修の業務日別報告書等精算に必要な書類を甲に提出する。

- 2 夜間作業については、深夜の割増賃金係数（実施単価表による）を精算の労務単価へ適用する。
- 3 維持補修に伴う副産物（土砂汚泥）の処分費は、甲の負担とする。

(その他)

第18条 この仕様書に定めない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

下水道管渠維持管理用特殊車両等貸付仕様書

(目的)

第1条 下水道管渠維持管理業務委託契約に基づき、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）が保有する特殊車両等を受託者（以下「乙」という。）に貸付けることについては、本仕様書に基づき行うことを目的とする。

(車両の引き渡し)

第2条 車両を引き渡すときは、甲と乙が立ち会い、車両の整備状況を確認のうえ、特殊車両機能現況表を作成し、特殊車両借用書と引き替えに車両を引き渡すものとする。

2 前号の特殊車両機能現況表は、2部作成し、各立会者押印のうえ、甲乙それぞれ1部保有する。

(使用条件)

第3条 乙は貸付期間中適切な管理を行い、その使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守すると共に、甲の指示に従い常に車両等の性能保持に努めなければならない。

2 貸付車両等の保管場所は、秋田市上下水道局川口汚水中継ポンプ場とする。なお、下水道管渠維持管理業務委託仕様書第7条第2項に規定する乙の特殊車両等についても同箇所へ保管すること。

3 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規程する日常の点検整備を完全に実施すること。

4 貸付車両等が故障した場合の修理は、甲の担当職員の指示を受け行うこと。

5 貸付車両等は、下水道管渠維持管理業務以外の目的に使用してはならない。

(使用条件の違反)

第4条 甲は、乙が貸付車両等の引き渡しを受けた後、業務委託契約書、本仕様書に違反した場合は、当該貸付車両等の返還を命ずることができる。

(保険)

第5条 乙は、業務に先立ち任意保険に加入し、その契約関係書類の写しを甲に提出しなければならない。

(経費の負担)

第6条 次の各号に掲げる経費は、乙の負担とする。

- ①任意保険加入に伴う費用。
- ②貸付車両の引き渡しおよび返納に要する費用。
- ③燃料および通常の運行に必要な油脂等の費用。

2 当該車両の車検および自動車税等の負担は、甲とする。

(車両等の滅失・損傷・故障)

第7条 乙は、貸付車両等を滅失、損傷または故障させたときは、直ちにその事実について、甲に報告しなければならない。

2 前項の滅失、損傷または故障が乙の責に帰すべき理由に寄るときは、甲の指示に従い、速やかに車両等を修理し、または同等品を納め、もしくはその損害額を負担しなければならない。

3 天災その他の不可抗力によって貸付車両等に損害が生じたときはその損害の補てんについて、甲乙協議のうえ決定する。

(貸付車両等の変更)

第8条 委託業務の内容が変更された場合、または甲が特に必要と認めた場合は、貸付車両等の機種、規格もしくは性能を変更することができる。

(車両の返納)

第9条 乙は、業務委託期間終了後、車両を返納する場合は、特殊車両返納書を甲に提出しなければならない。

2 貸付車両を返納する場合は甲乙が立ち会い、当該車両の整備状況を確認し、支障がないと認められたときは、これを返納する。

3 貸付車両の返納後、乙の責めに帰すべき事由による故障または修理上の欠陥があった場合は、乙は甲の指示に従い修理しなければならない。

(車両の返還)

第10条 乙は、甲が特別の理由により貸し付けた車両の返還を求めた場合は、委託期間にかかわらず、その指示に従い速やかに返還しなければならない。その際、前条の車両の返納を準用する。

(その他)

第11条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいい、個人番号をその内容に含む特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(従事者への教育等)

第4 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第9 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいう。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第10 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第11 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第12 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第14 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第15 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第18 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注)「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。

業 務 委 託 費 内 訳 表

(公共)

下水道管渠維持管理業務委託

費 目	工 種	種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業 務 委 託 費								
	管 渠 清 掃 工			1	式			第 1 号 一 式 内 訳 書
	陥 没 補 修 工			1	式			第 2 号 一 式 内 訳 書
	管 渠 調 査 工			1	式			第 3 号 一 式 内 訳 書
	交 通 整 理			1	式			第 4 号 一 式 内 訳 書
直 接 業 務 費				1	式			
	共 通 仮 設 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
純 業 務 費				1	式			
	現 場 管 理 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
業 務 原 価				1	式			
	一 般 管 理 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
業 務 価 格				1	式			万円未満切捨
		消 費 税 等 相 当 額		10	%			
業 務 委 託 費								

業 務 委 託 費 内 訳 表

(特環)

下水道管渠維持管理業務委託

費 目	工 種	種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業 務 委 託 費								
	管 渠 清 掃 工			1	式			第 5 号 一 式 内 訳 書
	陥 没 補 修 工			1	式			第 6 号 一 式 内 訳 書
	管 渠 調 査 工			1	式			第 7 号 一 式 内 訳 書
	交 通 整 理			1	式			第 8 号 一 式 内 訳 書
直 接 業 務 費				1	式			
	共 通 仮 設 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
純 業 務 費				1	式			
	現 場 管 理 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
業 務 原 価				1	式			
	一 般 管 理 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
業 務 価 格				1	式			万円未満切捨
		消 費 税 等 相 当 額		10	%			
業 務 委 託 費								

業 務 委 託 費 内 訳 表

(農集)

下水道管渠維持管理業務委託

費 目	工 種	種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業 務 委 託 費								
	管 渠 清 掃 工			1	式			第 9 号 一 式 内 訳 書
	陥 没 補 修 工			1	式			第 10 号 一 式 内 訳 書
	管 渠 調 査 工			1	式			第 11 号 一 式 内 訳 書
	交 通 整 理			1	式			第 12 号 一 式 内 訳 書
直 接 業 務 費				1	式			
	共 通 仮 設 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
純 原 価				1	式			
	現 場 管 理 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
業 務 原 価				1	式			
	一 般 管 理 費			1	式			土工標準積算基準書(参考資料) I-6
業 務 価 格				1	式			万円未満切捨
		消 費 税 等 相 当 額		10	%			
業 務 委 託 費								

第 1 号 一 式 内 訳 書

(公共)

管渠清掃工

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 管 清 掃 工		165	h			第 1 号 代 価 表
取 付 管 清 掃 工		103	h			第 2 号 代 価 表
雨水浸透枮フィルター清掃・交換工		50	h			第 3 号 代 価 表
計						1式当り

第 2 号 一 式 内 訳 書

(公共)

陥没補修工

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
道 路 陥 没 補 修 工		327	h			第 4 号 代 価 表
マンホール蓋周囲補修工		131	h			第 5 号 代 価 表
計						1式当り

第 3 号 一 式 内 訳 書

(公共)

管渠調査工

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
取 付 管 T V 調 査 工		56	h			第 6 号 代 価 表
目 視 調 査 工		29	h			第 7 号 代 価 表
計						1式当り

第 4 号 一 式 内 訳 書

(公共)

交通整理

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交 通 誘 導 警 備 員		861	h			第 8 号 代 価 表
計						1式当り

第 5 号 一 式 内 訳 書

(特環)

管渠清掃工

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 管 清 掃 工		1	h			第 1 号 代 価 表
取 付 管 清 掃 工		2	h			第 2 号 代 価 表
計						1式当り

第 6 号 一 式 内 訳 書

(特環)

陥没補修工

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
道 路 陥 没 補 修 工		3	h			第 4 号 代 価 表
マンホール蓋周囲補修工		3	h			第 5 号 代 価 表
計						1式当り

第 7 号 一 式 内 訳 書

(特環)

管渠調査工

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
取 付 管 T V 調 査 工		1	h			第 6 号 代 価 表
目 視 調 査 工		4	h			第 7 号 代 価 表
計						1式当り

第 8 号 一 式 内 訳 書

(特環)

交通整理

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交 通 誘 導 警 備 員		14	h			第 8 号 代 価 表
計						1式当り

第 9 号 一 式 内 訳 書

(農集)

管渠清掃工

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 管 清 掃 工		20	h			第 1 号 代 価 表
取 付 管 清 掃 工		5	h			第 2 号 代 価 表
計						1式当り

第 10 号 一 式 内 訳 書

(農集)

(1式当り)

陥没補修工

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
道 路 陥 没 補 修 工		2	h			第 4 号 代 価 表
マンホール蓋周囲補修工		26	h			第 5 号 代 価 表
計						1式当り

第 11 号 一 式 内 訳 書

(農集)

(1式当り)

管渠調査工

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
取 付 管 T V 調 査 工		3	h			第 6 号 代 価 表
目 視 調 査 工		4	h			第 7 号 代 価 表
計						1式当り

第 12 号 一 式 内 訳 書

(農集)

交通整理

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交 通 誘 導 警 備 員		60	h			第 8 号 代 価 表
計						1式当り

第 1 号 代 価 表

本管清掃工

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高 圧 洗 浄 車 運 転 工		1.0	日			第 1 号 単 価 表
強 力 吸 引 車 運 転 工	車両貸与	1.0	日			第 2 号 単 価 表
洗 浄 水	支給	22.5	m3			支給
計						1日当たり
					1時間当り	/8

第 2 号 代 価 表

取付管清掃工

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高 圧 洗 浄 車 運 転 工		1.0	日			第 1 号 単 価 表
強 力 吸 引 車 運 転 工	車両貸与	1.0	日			第 2 号 単 価 表
洗 浄 水	支給	22.5	m3			支給
計						1日当たり
					1時間当り	/8

第 3 号 代 価 表

雨水浸透柵フィルター清掃・交換工

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高 圧 洗 浄 車 運 転 工		1.0	日			第 1 号 単 価 表
強 力 吸 引 車 運 転 工	車両貸与	1.0	日			第 2 号 単 価 表
洗 浄 水	支給	22.5	m3			支給
計						1日当たり
					1時間当り	/8

第 4 号 代 価 表

道路陥没補修工

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
普 通 作 業 員		0.125	人			1人/8h
全 天 候 型 常 温 合 材	支給	1.0	袋			支給
砕 石	C-40	0.02	m ³			
タ ン パ ー 運 転 工	貸与,作業員1名含む	1.0	h			第 3 号 単 価 表
ダ ンプ トラ ッ ク 運 転 (2 t 積)	運転手1名含む	1.0	h			第 4 号 単 価 表
計				1時間当り		/8

第 5 号 代 価 表

マンホール蓋周囲補修工

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
普 通 作 業 員		0.125	人			1人/8h
全 天 候 型 常 温 合 材	支給	1.0	袋			支給
タ ン パ ー 運 転 工	貸与,作業員1名含む	1.0	h			第 3 号 単 価 表
計				1時間当り		/8

第 6 号 代 価 表

取付管TV調査工

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管 路 調 査 技 師		1.0	人			
管 路 調 査 助 手		1.0	人			
管 路 調 査 作 業 員		1.0	人			
TV カ メ ラ 搭 載 車 運 転 工	運転手1名含む	1.0	日			第 5 号 単 価 表
計						
					1時間当り	/8

第 7 号 代 価 表

目視調査工

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管 路 調 査 技 師		1.0	人			
管 路 調 査 助 手		1.0	人			
管 路 調 査 作 業 員		1.0	人			
ラ イ ト バ ン 運 転 工		1.0	日			第 6 号 単 価 表
計						
1時間当り						/8

第 8 号 代 価 表

交通誘導警備員

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交 通 誘 導 警 備 員	交通誘導警備員B	1	人			
計						人/日
					1時間当り	/8

第 1 号 単 価 表

高压洗浄車運転工

(1日当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
軽 油		39.0	L			6.5L/hr×6hr
清 掃 技 師		1.0	人			
清 掃 作 業 員		1.0	人			
特 殊 運 転 手		1.0	人			
高 圧 洗 浄 車 損 料	4t 200ps	1.0	日			借り上げ
計						

第 2 号 単 価 表

強力吸引車運転工

(1日当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
軽 油		45.6	L			7.6L/hr×6hr
清 掃 作 業 員		1.0	人			
特 殊 運 転 手		1.0	人			
強 力 吸 引 車 損 料	4.5t 200ps	1.0	日			貸与
計						

第 3 号 単 価 表

タンパ運転工(土木工事標準歩掛,パッケージ)

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ガ ソ リ ン		4.5	L			
特 殊 作 業 員		1.0	人			
タ ン パ		1.38	供用			貸与
計						
					1時間当り	÷8h/日

第 4 号 単 価 表

ダンプトラック運転(2t積)

(1時間当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
軽 油		22.0	L			
一 般 運 転 手		1.0	人			
ダンプトラック損料(2t積級)		1.29	供用			借り上げ
タイヤ損耗費(2t積級)		1.29	供用			借り上げ
計						
					1時間当り	÷8h/日

第 5 号 単 価 表

TVカメラ搭載車運転工

(1日当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ガ ソ リ ン		7.80	L			2.6L/hr×3hr
一 般 運 転 手		1.0	人			
TV カ メ ラ 搭 載 車 損 料		1.0	日			借り上げ
計						

第 6 号 単 価 表

ライトバン運転工

(1日当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ガ ソ リ ン		7.80	L			2.6L/hr×3hr
ラ イ ト バ ン 損 料		1.0	日			借り上げ
計						